

# 包装リースだより 42

株式会社日本包装リースは、日本包装機械工業会の会員が出資して設立した包装機械・関連機械の専門リース会社です

お問合せ先：営業企画室 電話03-6222-2261 <http://www.jpml.jp/>

## 生産性向上設備投資 促進税制Q&A

今話題の本税制につきまして、7月号から引き続きQ&A集をご案内いたします。

### Q6 どんな機械設備が対象になりますか？

A6 先端設備を対象にする場合(類型A)は、全

ての「機械装置」、一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、次の要件を満たす設備が対象になります。

#### ① 最新モデル

機械装置の場合は販売開始から10年以内の最新モデル、あるいは販売開始年度が前年度までのモデル

#### ② 生産性向上

直前のモデルと比較して、生産性が年平均1%以上向上していること。生産性の指標は「単位時間当たりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等をメーカーが提案。

#### ③ 最低取得価格以上

機械装置の場合は単品で160万円以上、工具・器具備品は単品で120万円以上(単品で30万円以上の場合合計で120万円以上)

### Q7 最新モデルや生産性向上の確認は誰が行うのですか？

A7 メーカーが該当要件の確認を行い、申請書・チェックリストに必要な事項を記入、性能や新旧モデルの確認資料を添

付して、設備毎の工業会(包装関連機械は(一社)日本包装機械工業会)に証明書の発行依頼を行います。工業会はその内容と妥当性を確認して証明書を発行します。

### Q8 先端設備の証明書発行申請はメーカーに限定されますか？

A8 設備の性能把握や新旧モデル比較など正確な申請が可能な場合は、そのメーカーの代理店や子会社等が申請することも可能です。

### Q9 中古機械等は対象にならないのですか？

A9 中古機械は対象になりません。また、通常のリースを除く貸付機械は貸す側、借りる側とも対象外で、海外で使用する機械等も対象になりません。

### Q10 先端設備(類型A)以外の類型は？

A10 類型Bとして、生産ラインやオペレーションの改善に資する一連の設備があります。この要件は、お客様の投資計画における投資利益率

が年平均15%(中小企業者等は5%)以上を満たす設備が対象で、公認会計士又は税理士の事前確認を経て、お客様が経済産業局に確認書発行申請を行う必要があります。したがって、工場の生産ラインの大幅な更新や新工場建設などの大規模な設備投資の場合を想定していません。

合には、当年度の税額控除に加え、翌年度まで法人税等額の20%を上限として繰り越すことができます。

なお、ソフトウェア組込型機械装置では、最新モデル以外に一代前モデルも対象になる場合があります。

### Q11 中小企業投資促進税制の上乗せ措置とは？

A11 対象物件が「生産性向上設備」に該当する場合、特別償却を選択する場合は、30%の特別償却が即時償却まで認められ、税額控除を選択する場合は、次の区分で上乗せ、拡大措置となります。

- ① 資本金3000万円以下の法人・個人事業主は、税額控除10%(3%上乗せ)
- ② 資本金3000万円超一億円以下の法人は、税額控除7%(適用拡大・7%の上乗せ)

※税額控除が法人税等額の20%を超える場